

訪問看護ステーションの出張所を設置する場合

※出張所の設置場所は大阪府内に限ります

① 人員基準

訪問看護ステーション（以下「主たる事業所」という。）及び出張所の全体で人員基準を満たしていれば、訪問看護の人員基準を満たしたものとします。

ただし、看護職員の配置については、**主たる事業所単独で、常勤換算で2.5以上の配置が必要**となります。

② 設備基準

主たる事業所とは別に、「事務室、訪問看護の提供に必要な設備、備品、感染症予防に必要な設備・備品、相談室」を確保してください。

設 備	配慮すべき事項
事業の運営を行うために必要な広さの専用の区画 (事務室)	<ul style="list-style-type: none"> ○事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室も可 ○利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保すること ○利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース（相談室）については、遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮したものであること ○職員、設備備品が収容できる広さを確保すること
必要な設備・備品	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問看護事業を実施するために必要な設備・備品 ○手指を洗浄するための設備等感染症予防のための設備、備品 ○机、イス、鍵付書庫等を設置すること ○石鹸、消毒液、ペーパータオル等を設置すること（共用タオルは不可）

③ 運営上の留意事項

（「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（11.9.17 老企第25号）」第二 総論より）

事業者の指定は、**原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業実施の観点から本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等**であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができる。

1. 利用申込みにかかる調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
2. 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制（例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。
3. 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
4. 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。
5. 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

(補足)

加算届に関する留意点

a ターミナルケア加算

主たる事業所、出張所双方の全体で、加算の有無を判断する。

「1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。」は、主たる事業所、出張所を通じて1事業所とみなす。

b サービス提供体制強化加算

主たる事業所、出張所双方の全体で、加算の有無を判断する。

c 緊急時訪問看護加算／特別管理体制加算

「1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。」は主たる事業所、出張所を通じて1事業所とみなす。

※主たる事業所と出張所で1事業所とみなしますので、例えば主たる事業所では緊急時対応可能だが出張所では不可などの取扱いは認められません。

運営規程に関する留意点

主たる事業所と出張所で使用する運営規程は同一のものとします。主たる事業所の営業日・営業時間・実施地域等に関わらず、営業日等は出張所ごとに定めることができますが、本体と出張所で異なる設定をする場合は同一の運営規程の中でそれぞれの内容について記載してください。(異なる設定をする場合でも主たる事業所と出張所との間で相互支援が行える体制にあることが必要です)

④ 訪問看護ステーションの出張所の名称について

出張所の名称については、訪問看護ステーションの事業所名の後ろに出張所名をつなげるなど、主たる事務所との関係が分かる名称を付けてください。

(例) ○○訪問看護ステーション △△△出張所
△△△サテライト

⑤ その他

・請求方法関係

【訪問看護の出張所に係る地域区分の適用について】

<例>

枚方市（5級地）に本拠地のある訪問看護事業所が、寝屋川市（4級地）に出張所（サテライト）をもっている場合、この出張所に常勤している訪問看護師が行う訪問看護は、地域区分として、4級地で請求することになるのか。

(答)

本拠地の5級地ではなく、訪問看護を提供した出張所（サテライト事業所）の地域区分である4級地の区分で請求することになります。

明細書の記載としては「請求事業者欄」には、事業所番号が付番されている寝屋川市にある事業所の状況を記載することになりますが、給付費明細欄にある「摘要欄」に「ST」（サテライト事業所の略称の意味）を記載し、「請求額集計欄」にある「単位数単価」は4級地（寝屋川市）の単位を記載します。